



「過疎地域自立促進特別措置法」の意義

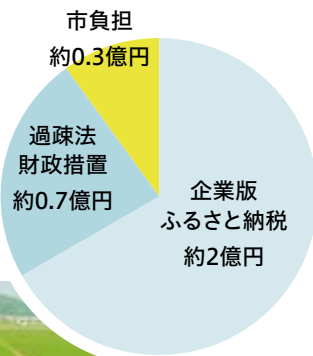
昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じました。こうした地方の人口の急激な減少に起因する社会の諸問題に対処するため、昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定されました。以降、昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年には「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「過疎法」）が過疎対策の法律として制定されてきました。

この過疎法は、過疎地域の要件（一定の人口減少率・高齢者比率・財政状況）に該当する自治体について、国からの財政措置（事業費の7割）を受けられることができるというものです。合併前の吉田町と八千代町は過疎地域の要件に該当していませんでしたが、平成16年の6町合併の際に、本市全域が「見なし過疎地域」として過疎法の適用を受けられる事となり、長年にわたり市

の財政負担が軽減されてきました。

本市の平成30年度の決算では、過疎対策法を適用し実施した事業「約12.5億円」の内、過疎法財政措置が「5.7億円」、国費・県費等が「約4億円」、市の負担分が「約2.8億円」で、実質8割の財政措置がありました。

「田んぼアート事業」は企業版ふるさと納税（見込み）を考慮すると市の負担分は1割程度、合併特例債を充当している「道の駅事業」での市の負担分は2割程度となっています（グラフ参照）。



田んぼアート事業 (約3億円)



現行の過疎法は令和3年3月末をもって失効しますが、本市を含め過疎地域の自立促進や地域格差の是正のためには、今後も過疎法のような過疎地域を支援する制度が必要です。ただ、過疎法による財政支援の対象は過疎地域の要件（人口減少率が高い）に合致する地域のみとなるため、市の施策の柱である人口減対策を講じていくことはジレンマを抱えることとなります。そのため、人口減対策を講じながら国からの支援も受けることができるような過疎法の在り方について、国・県の関係機関に対して訴えていきたいと考えております。



道の駅事業 (約24億円)

